

令和8年度(令和7年分)給与支払報告書(総括表)

2月2日までに提出してください。

追 加 令和 年 月 日 提出

特別徴収義務者指定番号

訂 正 長殿

給与の支払期間	令和 年 月 分から 月分まで		
給与支払者(特別徴収義務者)	個人番号又は法人番号 (フリガナ)		事業種目
	給与支払者の氏名又は名称		受給者総人員 人
	所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称 (フリガナ)		特別徴収(給与天引) 人
	同 上 の 所 在 地	〒	普通徴収切替理由書の合計人数 人
	給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		合 計 人
	連絡者の氏名、氏名 所属課、係名及び電話番号	課 係 () — (内線)	所轄税務署 税務署
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 () —	給与の支払い方法及びその期日	年末調整について 他社分を含んでいる方が ☐ いる ☐ いない 「いる」の場合、会社名・支払金額等を必ず摘要欄に記載して下さい
* 普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。 普通徴収切替理由書の添付がない場合や、普通徴収への切替理由が適正でない場合は特別徴収となります。(退職等を除く。)		納入書	☐ 要 ☐ 不要

- ① 追加報告のときは「追加」、訂正の場合は「訂正」とそれぞれ○で囲んでください。
- ② 「指定番号」欄には、提出先の市町村が定める指定番号を記載してください。
- ③ 「給与の支払期間」欄には、「報告人員」に給与を支払った期間を記載してください。
- ④ 「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- ⑤ 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- ⑥ 「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に関する問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- ⑦ 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事業所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- ⑧ 「特別徴収対象者」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者で、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください。
- ⑨ 「普通徴収切替理由書の合計人数」欄には提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者で、普通徴収の対象となるものの人員を記載してください。
- ⑩ 報告人員の「合計」欄には、「特別徴収対象者」欄及び「普通徴収切替理由書の合計人数」欄の人員の合計を記載してください。
- ⑪ 「給与支払の方法及び期日」欄には、月給・週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。
- ⑫ 「年末調整について」欄には、提出する報告書の中に、他社分の給与や社会保険料等を含んでいる者があれば「いる」に、いなければ「いない」にチェックを記載してください。

(市
区
町
村
提
出
用)

給与支払報告書の副本提出は不要です。

普通徴収を希望する場合には 「普通徴収切替理由書」が必要です！

普通徴収希望の場合は、給与支払報告書と合わせて普通徴収切替理由書の提出をお願いいたします。また、提出の際には下記の2点について、必ず記入をお願いします。

①「普通徴収切替理由書」の該当する普通徴収切替理由「普A～普F」の「人数」欄にそれぞれの人数を記入してください。「普通徴収切替理由書」の「合計」欄が、総括表の普通徴収の「合計人数」と一致していることを確認してください。(普通徴収切替理由書はホームページよりダウンロードできます。)

②普通徴収を希望する方の個人別明細書の摘要欄に、該当する「普A～普F」の符号をそれぞれ記入してください。

以上2点の記載がない場合や、普通徴収切替理由が適正であると判断できない場合は、特別徴収といたしますのでご注意ください。

【提出期限】令和8年2月2日(月)必着
【提出・問合せ先】町田市役所財務部市民税課
〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号
☎042(724)2114・2115(直通)

東京都及び東京都内の各市区町村では、個人住民税の特別徴収推進に取り組んでいます。町田市でも所得税の源泉徴収義務のある事業主を個人住民税の特別徴収義務者として指定しています。
また令和3年度から、基準年(前々年)に税務署に提出すべき給与所得の源泉徴収票が100枚以上の支払者は給与支払報告書をeTAX又は光ディスク等で提出することが義務付けられています。



個人住民税PRキャラクター
ぜいせりん

キ
リ
ト
リ
線